

日本の産別交渉体制・産別労働協約交渉の再構築を目指す闘いを支援する声明

日本の港湾労働者は、長年にわたって築き上げてきた産別交渉体制・産別労働協約交渉を巡って、厳しい状況に直面し、全国港湾は粘り強くたたかい続けている。

それは、2016 年以来、産別交渉・産別労働協約の一方の当事者である日本港運協会(日港協)が「産別最低賃金制度の団体交渉等に応じることは独占禁止法に抵触する恐れを払拭できない」として産別最低賃金制度に係る団交を拒否しているからである。

全国港湾は、これを不当労働行為として東京都労働委員会に救済を求め、その結果、東京都労働委員会は、独禁法に抵触すると解されないとして「産別最賃制度の団体交渉に応じるよう」日港協に命令を発出した。しかし、日港協は、これを不服として中央労働委員会に「再審査」を請求している。

全国港湾は、「労働委員会の命令を拒否することは、社会的な責任と信用を不可欠とする産別交渉の当事者としてやるべきことではない」と厳しく批判しており、こうした日港協との産別労使関係は「異常」だと指摘し、正常な労使関係を再構築するたたかいを続けている。

そうした経緯から、日港協は、事態の打開への努力に向かう姿勢を見せ始めているとの報告を受けています。これは、全国港湾のたたかいが築いた成果の一局面ですが、「法的判断」にも関係しており、ある程度の時間を要すると見ざるを得ない。

EU裁判所は「労使間の団体交渉において締結された協約は、EU運営条約 101 条(適用)の適用外」としている。アメリカでも、労働者のたたかいもあって、「反トラスト法の適用外」が認められている。産業別労使交渉と労働協約が独占禁止法に抵触する恐れがあるというのは、今や過去の議論であり、国際的には決着済みの議論である。全国港湾のたたかいとその主張には、国際的な規範から見ても正義があると断じます。

産別団体交渉が独禁法に違反するという論理が日本で再来し、世界に広がるならば、世界でたたかう労働組合の産別交渉が成立しなくなり、労働組合の重要な機能である「交渉権」が奪われることになり、極めて憂慮すべきことである。

だからこそ、I T F は全国港湾のたたかいを、熱烈に支持し、あらゆる援助を惜しまない決意である。独禁法と労働組合活動に係る世界からの情報提供に限らず、必要ならば日港協に国際的圧力をかけていく用意もあることを表明する。